

町田市シティプロモーションサイト構築・運用等業務委託 受託候補者選定のためのプロポーザル説明書

2023年1月13日公表

1 事業の経緯、契約の目的

町田市のシティプロモーションは、「まちだ未来づくりビジョン 2040」において、政策に紐づく施策のひとつに位置づけられ、「町田市5ヵ年計画 22-26」「まちだシティプロモーション基本計画 22-26」に基づき、事業を展開しています。

人口減少社会においては、「まちの活力」を維持・発展させていかななくてはなりません。町田市は、地域活動が盛んな土壌があります。今後も、人のつながりや地域の交流が深まり、新たな活力が生まれ続ける様子を町田ならではの地域資源として発信し、市内外の方から共感を得ることが重要です。

そのためには、町田に関わる誰もが、WEB や SNS を通じて町田の魅力を発信・発見できる機会を創出することが大変有効です。

本業務は、上記を通し、市民が「愛着」や「誇り」を持って住み続け、市外の人が町田市への「関心」「憧れ」を抱き、来訪したい、いつか住んでみたいという意欲を高めることで、あらゆる分野で「市内外から選ばれ続けるまち」の実現を目的としています。

2 契約の概要

契約件名	町田市シティプロモーションサイト構築・運用等業務委託
契約期間	2023年4月1日 ～ 2024年3月31日
履行場所	町田市が指定する場所
委託する業務	町田市シティプロモーションサイト構築・運用等業務委託仕様書（案）のとおり
契約約款	町田市が定めた業務委託契約約款を使用する。
契約保証金	契約金額の10分の1以上の金額の契約保証金の納付を求める。 ただし、東京電子自治体共同運営電子調達サービスにより入札参加資格審査申請を行い、町田市における競争入札参加資格者名簿に登録されている場合は免除。
契約代金の支払方法	契約代金は、業務完了後に一括して支払う。
契約目途額 （予定価格）	契約金額の上限は、12,193,000円（税込）とする。

※本件は町田市議会における当初予算の可決を条件とするため、当初予算の議案が否決されたときは、契約を延期又は中止することがあります。

3 プロポーザルの目的

このプロポーザルは、契約者を決定するにあたり、価格のみの競争ではなく、事業者又は業務責任者の実績、経験、技術力、企画力等、受託者としての適格性を確認するために行うもので、プロポーザルに参加する事業者（以下「プロポーザル参加者」という。）が提出した提案書等の内容及びヒアリング等の状況の評価し、最も高い評価を受けたプロポーザル参加者を契約候補者として特定します。

ただし、参加がない場合又はプロポーザル参加者の中に適格者がいないときは契約候補者を特定しない場合があります。

4 プロポーザルの形式、参加資格

このプロポーザルは公募型プロポーザルとし、このプロポーザルに参加させる事業者は、以下のすべての条件を満たしている者とし、以下のいずれかに該当しないこととなった場合は、参加資格を取り消します。

- (1) 町田市入札参加資格停止措置要綱（昭和 62 年 5 月 1 日適用）による入札参加資格停止措置又は町田市契約における暴力団排除措置要綱（平成 21 年 12 月 1 日施行）による入札参加資格停止措置期間中でないこと。
- (2) 経営不振の状態にないと認められること。
- (3) 本件と類似する契約実績を有すると認められること。

5 プロポーザルの日程

このプロポーザルは、次の日程で行います。

項番	手続き等	期限等
(1)	案件公表	2023 年 1 月 13 日（金）
(2)	資料配付	2023 年 1 月 13 日（金）
(3)	質疑の提出	2023 年 1 月 23 日（月）午後 5 時まで
(4)	質疑の回答	2023 年 1 月 24 日（火）午後 5 時まで
(5)	参加申請の受付	2023 年 1 月 27 日（金）午後 3 時まで
(6)	ヒアリング時間等の通知	2023 年 1 月 30 日（月）
(7)	提出書類の作成、提出	2023 年 2 月 10 日（金）午後 5 時まで
(8)	プレゼンテーション、ヒアリング	2023 年 2 月 24 日（金）の指定時間
(9)	評価、採点	2023 年 2 月 24 日（金）
(10)	結果通知、結果公表	2023 年 3 月 1 日（水）
(11)	契約内容の調整、仕様書の決定	2023 年 3 月 17 日（金）まで
(12)	見積書の提出	2023 年 3 月 24 日（金）予定
(13)	契約書の調印	2023 年 4 月 1 日（土）

6 プロポーザルの手順

前記「プロポーザルの日程」に示した項番順に手続きの方法等を説明します。

(1) 案件公表

このプロポーザルに関する情報は、随時、町田市ホームページで公表します。

(2) 資料配付

この契約に関する資料及びプロポーザルに参加するために必要な資料は次のとおりです。

- ① 町田市シティプロモーションサイト構築・運用等業務受託候補者選定のためのプロポーザル説明書
- ② 町田市シティプロモーションサイト構築・運用等業務委託仕様書（案）
- ③ 情報セキュリティ確保・個人情報保護のための特記仕様書
- ④ 業務委託契約書及び約款
- ⑤ プロポーザル参加申請書
- ⑥ 質疑書
- ⑦ 提案書
- ⑧ 企画書
- ⑨ 類似契約実績書

これらの資料は町田市ホームページに掲載してありますので、必要に応じてダウンロードしてください。

町田市ホームページ URL ; <http://www.city.machida.tokyo.jp>

事業者の方へ>入札・契約>プロポーザルによる契約案件の公表>公募型プロポーザル

(3) 質疑の提出

本案件の契約内容に関する質問は、「質疑書」に記載し、電子メールに添付して「8. 本案件に係る問い合わせ先」の電子メールアドレスへ送付してください。

電子メール送信の際の件名は次のとおりとします。

件名：案件番号質疑+参加業者名+送信年月日

例：△△△質疑株式会社▲▲▲230101

(案件番号△△△の場合で、株式会社▲▲▲が2023年1月1日に質疑書を送信した場合)

(4) 質疑の回答

提出された質問事項への回答全てを取りまとめて、「質疑回答書」を町田市ホームページに掲載します。

(5) 参加申請書類の提出

参加を希望する事業者は、「プロポーザル参加申請書」を、2023年1月27日午後3時までに政策経営部広報課に郵送、又は持参してください。郵送の場合は期限までに必着とします。参加申請書類については、メールでの提出も可とします。

(6) 一次審査及び参加申請審査結果通知・ヒアリング時間等の通知

「プロポーザル参加申請書」を提出した事業者には、参加の可否について「プロポーザル参加申請審査結果通知書」プレゼンテーション及びヒアリングを行う日時と会場を指定した「ヒアリング等開催通知書」を電子メールで送付します。

なお、一次審査として、事務局において参加資格の確認及び実績の採点を実施し、上位5者を選定し、二次審査参加可能とします。

(7) 提出書類の作成、提出

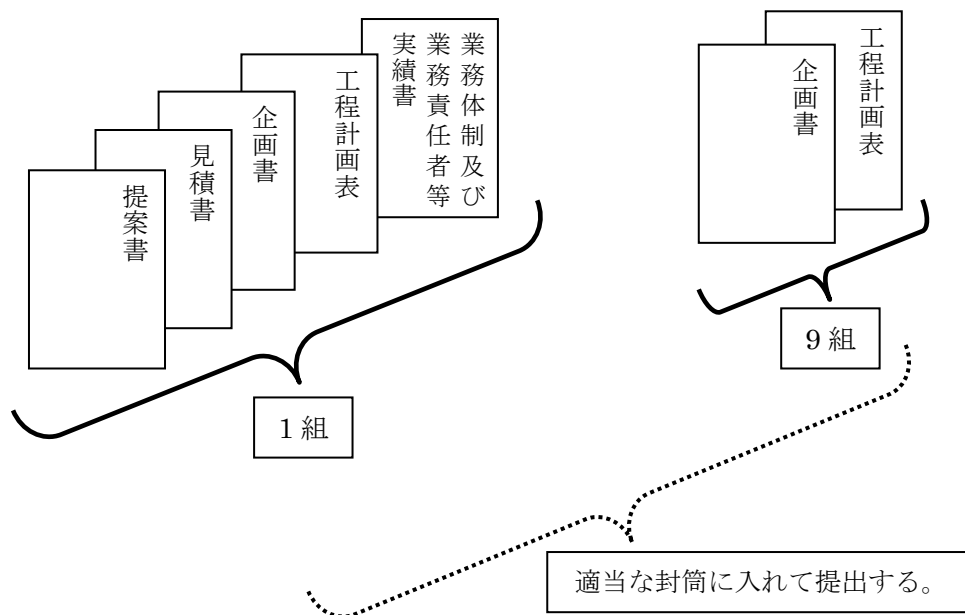
次のとおり提出書類を作成し、2023年2月10日午後5時までに、政策経営部広報課に郵送又は持参してください。

提出書類の作成にあたっての注意事項	
【共通事項】 特に指定がある場合を除き、A4判普通紙を縦置きに使用し、文章は横書きとしてください。 文字サイズは10ポイント以上とします。文字等の色指定はありません。 提案書及び見積書を除き、提出書類には会社名、ロゴマーク等、作成者がだれであるかが分かる表示は一切しないでください。	
書類等の名称、様式	記述内容、提出部数等
提案書 <指定様式>	必要事項を漏れなく記入し、代表者又は契約代理人名義で記名押印してください。押印は東京電子自治体共同運営の受付票の印影と同一としてください。 提出部数は1部です。
見積書 <様式自由>	様式は自由です。できるだけ詳細な内訳書を添付してください。 見積り金額には消費税を含みます。ただし、契約別途額を超える金額は記載できません。 ページ数の制限はありません。提出部数は1部です。
企画書	次のテーマについて、本プロポーザル説明書、「1 事業の経緯、契約の

<p><様式自由></p>	<p>目的」を踏まえ、記述してください。</p> <p>1 シティプロモーションサイトの構築・運用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町田市シティプロモーションサイトのデザイン、コンセプト、コンテンツ制作について、2 ページ以内で説明願います。また、ページ内で市職員によるサイト情報掲載、セキュリティの確保について言及してください。 ・どのような①人、②モノ・コト（各1 件ずつ・各1 ページ）を取り上げるのか記事イメージに落とし込んでご提案ください。 ・町田市シティプロモーションサイトを訪れた人が、「魅力を発信したい」「来訪したい」「住みたい」といった行動変容につながる仕掛けを自由にご提案ください。 <p>2 サイトプロモーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ・サイトの利用者を拡大するための、プロモーション(イベント、広告等)をご提案ください。 <p>既存の PR コンテンツ（町田市ホームページ、広報まちだ、町田市シティプロモーション公式 SNS）の活用も可能。</p> <p>3 シティプロモーション活動の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報拡散力のある世代の方々を対象に、市の魅力を自ら情報発信する機運を高め、情報拡散が自走する取り組みを仕掛けるワークショップ等をご提案ください。 ・市職員の広報力向上を目的とした研修(講師の候補者及び内容)をご提案ください。 ・PR グッズについて、ご提案ください。 ・本事業における独自の成果指標（「住みたいまちランキング〇位」「自治体ホームページランキング〇位」など誰もが一目でわかるような価値づけ）を設定し、ご提案ください。 <p>※本提案内容が仕様書に反映されます。仕様書に記載のない項目は自由にご提案ください。</p> <p>■参考</p> <ul style="list-style-type: none"> ○まちだ未来づくりビジョン 2040（町田市 HP 参照） ○町田市 5 ヶ年計画 22-26（町田市 HP 参照） ○まちだシティプロモーション基本計画 22-26（町田市 HP 参照） ○Web サイト「まちだで好きを続ける」 https://Keeponloving-machida.com <p>ページ数は全体で 10 ページ以内。提出部数は 10 部です。</p>
<p>工程計画表 <様式自由></p>	<p>業務実施スケジュールを記載してください。 ページ数は 2 ページ以内。提出部数は 10 部です。</p>
<p>業務体制及び</p>	<p>契約締結後に業務責任者になる予定の者及び担当となる予定の者が、本</p>

業務責任者等実績書 ＜様式自由＞	件と類似した契約に携わった経験がある場合は、契約の概要を記載してください。 予定業務責任者等が過去に所属していた企業における実績も含めます。ただし、2018年4月1日～2022年3月の間に完了した契約に限ります。提出部数は1部です。
類似契約実績書 ＜指定様式＞	法人として、本件と類似した契約を履行した実績がある場合は、指定様式に契約の概要及び成果を記載してください。最大5件まで提出できます。ただし、2018年4月1日～2022年3月の間に完了した契約に限ります。 ページ数は2ページ以内、提出部数は1部です。
契約書の写し	類似契約実績書に記載した契約について、契約書の写しを添付してください。件名、契約金額、契約当事者名が表記されている部分だけで結構です。 提出部数は、契約案件ごとに1部です。

【書類の綴り方】



※提出書類を1組ごとに重ね、左上をステープラでとめてください。

(8) プレゼンテーション、ヒアリング

次のとおりプレゼンテーション又はヒアリングを行います。プレゼンテーション又はヒアリングに出席しない場合は、採点しません。

項目名	注意事項等
日時	2023年2月24日(金) 集合時間は、ヒアリング等開催通知書で指定します。
会場	町田市庁舎4階 記者会見室
内容	始めに、提出した企画書等の内容について、15分間以内で説明してください。 次に、評価委員から質問しますので、簡潔に回答してください。質疑時間は約10

	分間とします。
説明員	原則として、契約締結後に業務責任者になる予定の方が説明及び回答を行ってください。 会場に入室できるのは、3名以内とします。 入室する方は、会社名を表示した衣類やバッジ等、会社名を特定できるようなものを身に着けないでください。

(9) 評価、採点

二次審査については、このプロポーザルのために組織した評価委員会において、プロポーザル参加者の提案及びプレゼンテーション又はヒアリングの状況を評価、採点を行い、事務局採点分を加え、最高得点を得た者を契約候補者に特定します。ただし、合計点が60点未満の場合は適格者なしとします。

評価項目及び配点は下表のとおりです。なお、提出書類が所定の形式に適合していない場合は減点することがあります。

評価項目	配点
実績・業務実施体制・作業工程（事務局採点分）	10点
業務提案の内容	75点
プレゼンテーション・ヒアリング	15点
合計	100点

最高得点を取得した者が2者以上ある場合は、業務提案の内容の点数が高いものを契約候補者に特定します。業務提案の内容の点数も同点の場合は、見積金額の最も低い者を契約候補者に特定します。なお、最高得点、業務提案の内容の点数が同点で見積金額が同価であった場合は、くじ引きとします。

(10) 結果通知、結果公表

プロポーザル参加者全員にメールで「プロポーザル評価結果通知書」を送付し、契約候補者として特定した者の名称を通知するとともに、町田市ホームページで「採点結果調書」を公表します。

(11) 契約内容の調整、仕様書の決定

契約候補者と政策経営部広報課とで業務内容等の調整を行い、仕様書を確定します。

(12) 見積書の提出

契約候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出します。

(13) 契約書の調印

契約書に調印し、契約を締結します。

7 その他留意事項

- (1) プロポーザルに参加する費用は、すべてプロポーザル参加者の負担とします。
- (2) 提出書類等で用いる言語は日本語、通貨は日本円とします。また、提出書類等で用いる計量単位は、特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとします。
- (3) 提出後の提案書等の修正又は変更はできません。ただし、やむをえない理由により修正又は変更が生じた場合で、町田市が承諾したものについてはこの限りではありません。
- (4) 以下のいずれかの事項に該当する場合は、無効とします。
 - ① 提出期限を過ぎて提出書類が提出された場合。
 - ② 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
 - ③ 提出書類に記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。
 - ④ 提出書類が指定の様式及び記述内容に適合しない場合。

- ⑤ 提出書類に虚偽の記載がある場合。
- (5) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、町田市入札参加資格停止措置要綱に基づき資格停止措置等を行うことがあります。
- (6) 契約候補者が契約までに、参加資格要件のいずれかの要件を欠くこととなった時は、契約の締結はできません。
- (7) 提出書類の著作権は、プロポーザル参加者に帰属します。ただし、町田市が本案件のプロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、プロポーザル参加者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとします。
- また、提出された提案書、企画書等について町田市情報公開条例に基づく情報公開請求があったときは、条例に基づき、原則として公開します。
- (8) 提出された書類は一切返却いたしません。

8 本案件に係る問い合わせ先

町田市政策経営部広報課（町田市庁舎4階）

所在地：〒194-8520 町田市森野2丁目2番22号

電話：042-724-2101

FAX：050-3085-3126

e-mail：mcity6010@city.machida.tokyo.jp